

安全・安心なまちづくりの推進に関する協定

一般社団法人愛知県警備業協会（以下「甲」という。）と愛知県警察本部生活安全部（以下「乙」という。）は、愛知県内における安全・安心なまちづくりの推進に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携して犯罪の起きにくいまちづくりを推進し、もって、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 この協定の運用は、甲及び乙の相互理解による信頼と協力関係を基本とする。

2 この協定は、甲の行う業務を制約するものではなく、また、特別な権限や義務を与えるものではない。

（活動内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、別記に定める活動等に取り組むものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に際して知り得た秘密及び個人のプライバシーに関する事項については、これをこの協定の目的以外に使用し、又は正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

2 第3条において別記に定めた活動内容に変更があるときは、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙は、この協定に違反又はこの協定に規定する活動が役割を果たしていないと認めるときは、甲及び乙が協議の上、この協定の一部又は全部を解除することができる。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙から終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

附則


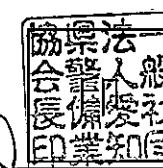
令和元年6月4日付けで締結した「特殊詐欺の被害防止に関する協定」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保管することとする。

令和6年3月13日

甲 一般社団法人愛知県警備業協会

会 長

乙 愛知県警察本部

生活安全部長

